|  |  |
| --- | --- |
| 改訂後 | 現行 |
| （趣　旨）  第１条　この要綱は、大阪府都市基盤施設維持管理技術審議会規則（平成**25**年大阪府規則第**136**号。以下「規則」という。）第**９**条の規定に基づき、大阪府都市基盤施設維持管理技術審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。  （議　事）  第３条　議長は、会議を開閉し、議事を主宰し、及び議場の秩序を保持する。  ２　議長は、必要と認めるときは、委員及び議事に関係のある者**に**意見を聴くことができる。  （部会の設置）  第６条　規則第**５**条第１項の規定により、審議会に置く部会は次のとおりとする。   |  |  | | --- | --- | | 名称 | 担任する事務 | | **（削除）** | **（削除）** | | 全体検討部会 | 都市基盤施設の維持管理・更新に関する全体調整、検討方針の作成**、決定**及び審議会の検討成果のとりまとめ等に関する事務 | | 道路・橋梁等部会 | 道路**、**モノレール**及び公園**の土木施設（港湾の橋梁**、**舗装含む）の維持管理・更新に関する事務 | | **河川等部会** | 河川**、下水道、**港湾**及び**海岸の土木施設の維持管理・更新に関する事務 | | **設備部会** | **道路、モノレール、河川、下水道、公園、港湾及び**海岸等**の**電気・機械設備の維持管理・更新に関する事務 |   （部会の組織）  第７条　部会委員は、規則第**２**条第２項に掲げる**知事が任命した者**のうちから、会長が指名する。  （部会**の**部会長）  第８条　（略） | （趣　旨）  第１条　この要綱は、大阪府都市基盤施設維持管理技術審議会規則（平成**２５**年大阪府規則第**１３６**号。以下「規則」という。）第**１０**条の規定に基づき、大阪府都市基盤施設維持管理技術審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。  （議　事）  第３条　議長は、会議を開閉し、議事を主宰し、及び議場の秩序を保持する。  ２　議長は、必要と認めるときは、委員及び議事に関係のある者**を会議に出席させて、**意見を聴くことができる。  （部会の設置）  第６条　規則第**６**条第１項の規定により、審議会に置く部会は次のとおりとする。   |  |  | | --- | --- | | 名称 | 担任する事務 | | **幹事部会** | **都市基盤施設の維持管理・更新に関する全体の検討方針の決定及び審議会の検討成果のとりまとめ等に関する事務** | | 全体検討部会 | 都市基盤施設の維持管理・更新に関する全体調整**及び**検討方針の作成及び審議会の検討成果のとりまとめ等に関する事務 | | 道路・橋梁等部会 | 道路**・**モノレール**施設**の土木施設（港湾**・公園**の橋梁**・**舗装含む）の維持管理・更新に関する事務 | | **河川・港湾・公園部会** | 河川**・**港湾**・**海岸**・公園**の土木施設の維持管理・更新に関する事務 | | **下水等設備部会** | **下水道・河川・**海岸等電気・機械設備**及び下水道土木施設**の維持管理・更新に関する事務 |   （部会の組織）  第７条　部会委員は、規則第**３**条第２項に掲げる**者**のうちから**任命された委員から**、会長が指名する。  （部会部会長）  第８条　（略） |

**大阪府都市基盤施設維持管理技術審議会運営要綱 　新旧対照表　　　　　　　　　　　　　　【資料５】**

大阪府都市基盤施設維持管理技術審議会運営要綱（案）

（趣　旨）

第１条　この要綱は、大阪府都市基盤施設維持管理技術審議会規則（平成25年大阪府規則第136号。以下「規則」という。）第９条の規定に基づき、大阪府都市基盤施設維持管理技術審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（招集の通知）

第２条　会長は、審議会の会議の日の前日までに会議の招集及び会議に付議すべき事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（議　事）

第３条　議長は、会議を開閉し、議事を主宰し、及び議場の秩序を保持する。

　２　議長は、必要と認めるときは、委員及び議事に関係のある者に意見を聴くことができる。

（議事要旨）

第４条　議長は、審議会の会議について次に掲げる事項を記載した議事要旨を作成しなければならない。

　　一　審議会の会議の日時及び場所

　　二　出席した委員及び専門委員の氏名

　　三　調査審議の内容

（答　申）

第５条　会長は、審議会の会議で議決のあったときは、速やかに答申を行わなければならない。

　２　前項の答申は、書面をもって行う。

（部会の設置）

第６条　規則第５条第１項の規定により、審議会に置く部会は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 担任する事務 |
| 全体検討部会 | 都市基盤施設の維持管理・更新に関する全体調整、検討方針の作成、決定及び審議会の検討成果のとりまとめ等に関する事務 |
| 道路・橋梁等部会 | 道路、モノレール及び公園の土木施設（港湾の橋梁、舗装含む）の維持管理・更新に関する事務 |
| 河川等部会 | 河川、下水道、港湾及び海岸の土木施設の維持管理・更新に関する事務 |
| 設備部会 | 道路、モノレール、河川、下水道、公園、港湾及び海岸等の電気・機械設備の維持管理・更新に関する事務 |

（部会の組織）

第７条　部会委員は、規則第２条第２項に掲げる知事が任命した者のうちから、会長が指名する。

（部会の部会長）

第８条　部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

　２　部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

（部会の運営）

第９条　部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

　２　部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

　３　部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

　４　部会長は、第３項の規定により会議で議決のあったときは、速やかに議決の内容を会長に報告するとともに、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

　５　第２条から第４条までの規定は、部会について準用する。

（庶　務）

第10条　審議会及び部会の庶務は、都市整備部において行う。

　　　附　則

　　この要綱は、平成25年１月21日から施行する。

　　この要綱は、平成27年12月22日から施行する。

　　この要綱は、令和６年○○月○○日から施行する。